



平成 28 年 11 月 2 日

各 位

会 社 名 カゴメ株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺田 直行
(コード：2811、東証・名証第 1 部)
問合せ先 財務経理部長 篠岡 尚久
(TEL. 03-5623-8503)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成28年11月2日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様への利益還元を、経営上の最重要課題の一つと認識しております。

また、当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段に定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当及び自己株式の取得等を取締役会の権限とすることにより、機動的な配当政策及び資本政策を遂行することを目的とするものであります。

このような状況の下、当社は、平成 28 年 7 月下旬に、当社の主要株主である筆頭株主のアサヒグループホールディングス株式会社（以下「アサヒグループホールディングス」といいます。）より、その保有する当社普通株式の全部（本日現在 10,000,000 株、発行済株式総数に対する割合 10.04%（平成 28 年 10 月 31 日現在の発行済株式総数 99,616,944 株に対する割合とし、小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じとします。））について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社はアサヒビール株式会社（当時）（平成 23 年 7 月に純粋持株会社制に移行し、アサヒグループホールディングス株式会社に商号変更。）との間で、平成 19 年 2 月に、両社の業務における広範な協力関係を構築すべく、業務・資本提携契約を締結するとともに、同契約に基づき当社からアサヒビール株式会社（当時）に対する第三者割当による新株式発行（1 株当たり 1,660 円、発行株式数 10,000,000 株、割当後の議決権比率 10.05%）を実施しました。以来、研究開発・調達・物流・生産・販売及びサービスといった事業活動の全般において、互いの得意分野を活かして信頼・協力

関係を構築し、「食と健康」の分野における相互のお客様への新価値提案に協力し合うことで、相互の企業価値及び株主価値の増大に取り組んでまいりました。

当社は、アサヒグループホールディングスの売却意向を受けて、両社のさらなる発展を見据えた今後の業務・資本提携のあり方に関して、平成 28 年 8 月上旬より、アサヒグループホールディングスとの間で協議を重ねてまいりました。その結果、業務提携を支える両社間の信頼関係をより確固たるものにする為に行った資本提携は、当初の目的が達成されたことに加え、資本提携がなくても安定した業務提携が維持できると両社で判断したことから、これを解消することといたしました。業務提携については、現場同士の交流や課題協力関係において進化してきており、平成 19 年 2 月の業務提携内容を引き続き継続する方向で協議を進めることを確認いたしました。

かかる協議を踏まえ、当社は、アサヒグループホールディングスから一時的にまとまった数量の当社普通株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響、並びに当社の財務状況等に鑑みて、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を行いました。そして、当社が、アサヒグループホールディングスが保有する当社普通株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながることも、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況等に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が最も適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえで、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の適正な価格として市場価格を基礎とすべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。

一方で、当社は、平成 28 年 8 月中旬に、当社の第三位株主であるダイナパック株式会社（以下「ダイナパック」といいます。アサヒグループホールディングス及びダイナパックを総称して、以下「応募予定株主」といいます。）より、その保有する当社普通株式（本日現在 5,977,768 株（取引先持株会を通じて保有する 98,228 株を含みます。）、発行済株式総数に対する割合 6.00%）の一部である 500,000 株（発行済株式総数に対する割合 0.50%）について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社は、平成 28 年 9 月上旬に、アサヒグループホールディングスに対し、過去の他の上場会社における自己株式の公開買付けの事例における公開買付け価格の市場価格に対するディスカウント率を勘案しつつ、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して 8%程度のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成 28 年 9 月

下旬に、アサヒグループホールディングスより、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

本公開買付けを念頭に当社は、平成 28 年 10 月中旬に、ダイナパックに対し、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して 8%程度のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成 28 年 10 月中旬に、ダイナパックより、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

上記の応募予定株主からの回答を受けて、当社は、平成 28 年 11 月 1 日、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成 28 年 11 月 2 日の前営業日（平成 28 年 11 月 1 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 2,774 円に対して、11.28%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じです。）をディスカウントした額に相当する 2,461 円を本公開買付け価格として応募予定株主に提示し、平成 28 年 11 月 2 日に、アサヒグループホールディングスより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、アサヒグループホールディングスが保有する当社普通株式 10,000,000 株の全部（発行済株式総数に対する割合 10.04%）について、及びダイナパックより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、ダイナパックが保有する当社普通株式 5,977,768 株の一部である 500,000 株（発行済株式総数に対する割合 0.50%）について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を経て、当社は、平成 28 年 11 月 2 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項の規定による当社定款の規定及び同法第 156 条第 1 項の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

また、本公開買付けにおける買付予定数については、応募予定株主以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、12,000,000 株（発行済株式総数に対する割合 12.05%）を上限としております。

本公開買付けに要する資金につきましては、株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行から最大で 296 億円の借入金を調達する予定です。その場合でも、当社の財務状況や配当方針に影響を与えることなく返済を行っていくことが可能であり、当社の今後の事業運営や財務の健全性及び安定性を維持できるものと考えております。

当社は、アサヒグループホールディングスより、その保有する当社普通株式 10,000,000 株の全部（発行済株式総数に対する割合 10.04%）について、及びダイナパックより、その保有する当社普通株式 5,977,768 株の一部である 500,000 株（発行済株式総数に対する割合 0.50%）について、本公開買付けに応募することを当社に対して確約する旨の同意書を平成 28 年 11 月 2 日付でそれぞれ受領しております。

アサヒグループホールディングスは、本日現在、当社の主要株主である筆頭株主ですが、本公開買付けにその保有する当社普通株式 10,000,000 株の全部（発行済株式総数に対する割合 10.04%）を応募し、かかる応募株式を当社が買付けた場合、アサヒグループホールディングスは、当社の主要株主に該当せず主要株主の異動が生じることとなります。

なお、当社とアサヒグループホールディングスは、平成 19 年 2 月の業務・資本提携の資本提携については解消しますが、業務提携については引き続き継続することを平成 28 年 11 月 2 日付覚書で

合意しております。資本提携の解消に伴い、当社が保有するアサヒグループホールディングス普通株式(1,000,000株)につきましても売却する方針ですが、売却の時期や手法については現時点で未定です。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	12,000,100株(上限)	29,532,246,100円(上限)

(注1) 発行済株式総数 99,616,944株(平成28年11月2日現在)

※ 発行済株式総数には、平成28年11月1日から平成28年11月2日までの新株予約権の行使により発行された株式に係る増加分は含まれておりません。

(注2) 発行済株式総数に対する割合 12.05%(小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 平成28年11月4日(金曜日)から平成28年12月30日(金曜日)まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成28年11月2日(水曜日)
② 公開買付開始公告日	平成28年11月4日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成28年11月4日(金曜日)
④ 買付け等の期間	平成28年11月4日(金曜日)から 平成28年12月2日(金曜日)まで(20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき金2,461円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付け価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえで、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の適正な価格とし

て市場価格を基礎とすべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで、当社は、平成 28 年 9 月上旬に、アサヒグループホールディングスに対し、過去の他の上場会社における自己株式の公開買付けの事例における公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率を勘案しつつ、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して 8%程度のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成 28 年 9 月下旬に、アサヒグループホールディングスより、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

一方で、当社は、平成 28 年 10 月中旬に、ダイナパックに対し、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して 8%程度のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成 28 年 10 月中旬に、ダイナパックより、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

上記の応募予定株主からの回答を受けて、当社は、平成 28 年 11 月 1 日、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成 28 年 11 月 2 日の前営業日（平成 28 年 11 月 1 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 2,774 円に対して、11.28%をディスカウントした額に相当する 2,461 円を本公開買付価格として応募予定株主に提示し、平成 28 年 11 月 2 日に、アサヒグループホールディングスより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、アサヒグループホールディングスが保有する当社普通株式 10,000,000 株の全部（発行済株式総数に対する割合 10.04%）について、及びダイナパックより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、ダイナパックが保有する当社普通株式 5,977,768 株の一部である 500,000 株（発行済株式総数に対する割合 0.50%）について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を経て、当社は、平成 28 年 11 月 2 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 2,461 円に決定いたしました。

本公開買付価格 2,461 円は、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 28 年 11 月 2 日の前営業日（平成 28 年 11 月 1 日）の当社普通株式の終値 2,774 円から 11.28%、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,680 円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）から 8.17%、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,551 円から 3.53%、それぞれディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

当社は、株主の皆様への利益還元を、経営上の最重要課題の一つと認識しております。

また、当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段に定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって

定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当及び自己株式の取得等を取締役会の権限とすることにより、機動的な配当政策及び資本政策を遂行することを目的とするものであります。

このような状況の下、当社は、平成 28 年 7 月下旬に、当社の主要株主である筆頭株主のアサヒグループホールディングスより、その保有する当社普通株式の全部（本日現在 10,000,000 株、発行済株式総数に対する割合 10.04%）について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。当社は、アサヒグループホールディングスの売却意向を受けて、両社のさらなる発展を見据えた今後の業務・資本提携のあり方に関して、平成 28 年 8 月上旬より、アサヒグループホールディングスとの間で協議を重ねた結果、今後は、資本提携がなくても安定した業務提携が維持できる成熟した関係になってきたと両社で判断したことから、これを解消することといたしました。一方、業務提携については、現場同士の交流や課題協力関係において進化してきており、平成 19 年 2 月の業務提携内容を引き続き継続する方向で協議を進めることを確認いたしました。

かかる協議を踏まえ、当社は、アサヒグループホールディングスから一時的にまとまった数量の当社普通株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響、並びに当社の財務状況等に鑑みて、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を行いました。そして、当社が、アサヒグループホールディングスが保有する当社普通株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がるとともに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況等に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が最も適切であると判断いたしました。

また、本公開買付け価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえで、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の適正な価格として市場価格を基礎とすべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。

一方で、当社は、平成 28 年 8 月中旬に、当社の第三位株主であるダイナパックより、その保有する当社普通株式（本日現在 5,977,768 株、発行済株式総数に対する割合 6.00%）の一部である 500,000 株（発行済株式総数に対する割合 0.50%）について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社は、平成 28 年 9 月上旬に、アサヒグループホールディングスに対し、過去の他の上場会社における自己株式の公開買付けの事例における公開買付け価格の市場価格に対するディスカウント率を勘案しつつ、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して 8%程度のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成 28 年 9 月下旬に、アサヒグループホールディングスより、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

また、本公開買付けを念頭に当社は、平成 28 年 10 月中旬に、ダイナパックに対し、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して 8%程度のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成 28 年 10 月中旬に、ダイナパックより、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

上記の応募予定株主からの回答を受けて、当社は、平成 28 年 11 月 1 日、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成 28 年 11 月 2 日の前営業日（平成 28 年 11 月 1 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 2,774 円に対して、11.28%をディスカウントした額に相当する 2,461 円を本公開買付け価格として応募予定株主に提示し、平成 28 年 11 月 2 日に、アサヒグループホールディングスより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、アサヒグループホールディングスが保有する当社普通株式 10,000,000 株の全部（発行済株式総数に対する割合 10.04%）について、及びダイナパックより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、ダイナパックが保有する当社普通株式 5,977,768 株の一部である 500,000 株（発行済株式総数に対する割合 0.50%）について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を経て、当社は、平成 28 年 11 月 2 日開催の取締役会において、本公開買付け価格を 2,461 円に決定いたしました。

（４）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数
普通株式	12,000,000 株	一株

（注 1）応募株券等の総数が買付予定数（12,000,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（12,000,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注 2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

（５）買付け等に要する資金

29,557,000,000 円

（注）買付け等に要する資金は、買付代金（29,532,000,000 円）、買付手数料、その他本公開買付けに関する公開買付け開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成28年12月27日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 本公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※ 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

i 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

ii 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

iii 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合に

は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成28年12月2日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

② 当社は、アサヒグループホールディングスより、その保有する当社普通株式10,000,000株の全部(発行済株式総数に対する割合10.04%)について、及びダイナパックより、その保有する当社普通株式5,977,768株の一部である500,000株(発行済株式総数に対する割合0.50%)について、本公開買付けに応募することを当社に対して確約する旨の同意書を平成28年11月2日付でそれぞれ受領しております。

③ 当社は、平成28年11月2日付で「平成28年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく当社の第3四半期決算短信の概要は以下のとおりです。な

お、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成 28 年 12 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結) の概要
(自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)

(イ) 損益の状況 (連結)

会計期間	平成 28 年 12 月期 (第 73 期第 3 四半期連結累計期間)
売上高	150,929 百万円
営業利益	8,344 百万円
経常利益	8,552 百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	4,857 百万円

(ロ) 1 株当たりの状況 (連結)

会計期間	平成 28 年 12 月期 (第 73 期第 3 四半期連結累計期間)
1 株当たり四半期純利益	48.94 円
1 株当たり配当額	— 円
1 株当たり純資産額	1,106.45 円

(ご参考) 平成28年10月31日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く) 99,026,392株

自己株式 590,552株

以 上